

# 議会だより

28号

平成22年4月発行

*Report of City Assembly*



ジャングルジムも花いっぱい!

## 目次

議会報告 条例の制定・改正	2~3
総務文教常任委員会 報告	4
民生常任委員会 報告	5
建設経済常任委員会 報告	6

一般質問	7~13
臨時会	13
議員の賛否表	14~15
議会日誌・編集後記	16

# 平成22年 3月定例会

3月定例会は3月8日開会し23日に閉会しました。その間提出された議案は、報告3件、条例の制定3件、条例改正4件、平成21年度補正予算10件、平成22年度当初予算10件、その他3件、発議2件の合計35件となった。

一般会計補正予算と当初予算に修正案が提出され、慎重に審議した結果修正案が可決され、修正部分を除く予算が可決された他、原案通り可決されました。

## 条例の制定

○公共投資臨時交付金基金条例の制定について

市の安心・安全の実現と将来に向けた生活基盤を形成するための事業に充てるために設置された基金条例

※基金の額、五億円

**問** この基金を庁舎建設のための基金として捉えてもいいのか。

**答** 市道の新設改良事業・農道舗装事業・防災関連としてポンプ場等の施設整備・大内葬祭場の更新事業等である。

○教育支援センター条例の制定について

幼児・児童及び生徒に関する教育的支援等を行うための教育支援センターを大内庁舎内に設置する条例

**問** 大内庁舎内で相談業務を行うとのことだが、相談者のプライバシーは確保できるのか。

**答** 第六会議室を相談室として設置し、子育て支援課も福祉課もすべて含めた大内庁舎での総合相談窓口・相談室にし

たいと考えている。また、プライバシーの保護には十分配慮して対応したい。

○交流プラザ条例の制定について

市民活動の支援と市民文化の向上と福祉の増進を図るため、交流プラザを設置する条例

**問** 館長はどんな人を視野においているのか。

**答** 生涯学習・社会教育分野の知識と経験のある方をお願いしたい。

## 条例の改正

○特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

新たに非常勤職員を設置するもの

教育委員会事務点検評価委員

日額 八、〇〇〇円

市民生活相談員

月額二〇〇、〇〇〇円

少年育成センター所長

月額一八六、〇〇〇円

交流プラザ館長

月額一八六、〇〇〇円

**問** 市民生活相談員になるため

の資格は何かあるのか。

**答** 特に資格は求めていないが、消費者行政問題に関する相談が主となるため、専門的な苦情処理に精通した方を採用したい。

○一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

労働基準法の改正に伴い、一ヶ月六〇時間を超える超過勤務について、超過勤務手当の支給割合を引き上げるもの

○クリーンセンター設置条例の一部を改正する条例について

白鳥クリーンセンターの取壊しに伴い、同センターを廃止するもの

※施行期日

平成二十二年四月一日

**問** 地域の現状復旧はどのようになるのか、特に一般的に心配されているダイオキシン対策で、後に残らないのか。

**答** 建屋を取壊した後、ブロック積みを取り除き、その後木植樹を行う予定にしている。次に、ダイオキシンは、

昨年八月ダイオキシン調査を  
発注し、結果が十一月に出  
ており、安全面を考えて、外に  
飛散しないような工法で行う  
予定である。

○都市公園条例の一部を改正する  
条例について

白鳥中央公園体育館の会議室  
をトレーニングルームとして  
使用するため、同会議室を廃  
止し、併せてトレーニングル  
ームの利用料金を改定するも  
の。  
利用料金旧一年間五〇〇円を  
一ヶ月五〇〇円に改正  
施行期日

平成二十二年四月一日

問 トレーニング室にはトレー  
ニング指導士が常駐している  
のか

答 スポーツ財団には二名のト  
レーニング指導士がおり利用  
者の相談や、メニューの提供  
ができるように計画している。

その他

○工事請負変更契約の締結につ  
いて

工事名、平成二十一年度（仮  
称、市立統合第一小学校・引  
田中学校校舎等建設工事）  
契約金額

変更前 一五億七、二九〇万円  
変更後 一七億三、二〇八万円

問 空調設備の運用について、  
基準は設けているのか。

答 基準を決めて、各学校の管  
理のもとで行う。

問 市内の学校全てに空調設備  
を整備していくのか。

答 新しい学校を建設する際に  
は空調設備を整備していき、  
その他については二十五年を  
めどに検討も必要と考えてい  
る。

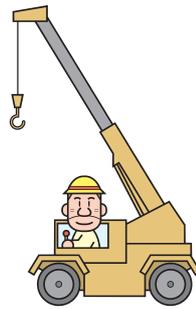
○県市町総合事務組合理約の一部  
変更について

三豊総合病院組合が、地方公  
営企業法の適用を受けて、三  
豊総合病院起業団となること  
に伴い、総合事務組合の規約  
の変更に係る、関係地方公共  
団体の協議が必要となったた  
め。

○財産の処分について

現在、行政財産の目的外使用

を許可し、株式会社タダノが  
使用している三本松港埋立地  
の下水処理場用地の一部財産  
を、国の財産処分の承認がな  
されたため、同社と土地売買  
契約を締結するもの。売却す  
る土地の面積は、七、四九五・  
〇二㎡、売却の予定価格は一  
億〇三四三万二、二七六円と  
している。



報告

○地方自治法第一八〇条第一項の  
規定による市長の専決処分の報  
告について

議会から市長の専決処分事項  
として指定を受けた和解及び  
損害賠償金額の決定について  
※損害賠償額 一七、一四〇円  
※事故概要

市松原において、市民が市消  
防団の施設点検によるペンキ  
を塗りたての消火栓マンホー  
ルに足を滑らせて右膝を捻挫  
した事故。

意見書（二件提出）

発議第一号 宇野〜高松航路の存  
続等に向けた施策を求める意見書  
について

同航路が廃止されれば、本県及  
び本市にとって、物流面への影響  
のみならず、通勤、通学等、県民  
の生活にも重大な影響を及ぼすこ  
とは明白であり、大規模災害時に  
おける物資の海上ルートや本四間  
の移動手段の喪失が懸念される。  
よって国に強く要望する。

提出先  
内閣総理大臣・他関係大臣  
衆議院議長・参議院議長

発議第二号 核兵器の廃絶と恒久  
平和を求める意見書について

いまだに核兵器は世界に約二万  
一千発も存在し、人類は今なお核  
兵器の脅威から解放されていない。  
よって国においては、核軍縮、不  
拡散外交に強力に取り組まれるよ  
う強く要望する。

提出先  
内閣総理大臣・他関係大臣  
衆議院議長・参議院議長

# 総務文教常任委員会報告

三月定例会において当委員会に付託された九議案について審査を慎重に行い、すべての議案を原案のとおり可決すべきものと決定しました。

審査過程での主な質疑の要点は以下のとおりです。

## 平成二十一年度一般会計補正予算（第十号）について

●小中学校費のOS等変更に伴う機器更新業務委託料二、〇二四万八千円について

**問** 具体的な事業内容は何か。

**答** 個人情報の管理のため、ロックがかかり他人では開けられない、家庭のパソコンではダウンロードや印刷はできない等の機能を付加したUSBを導入する計画である。これを校務用の一九二台のパソコンに付け、殆どのデ

●デジタル航空写真撮影事業委託料五二四万円について

**問** 微税費の中にも航空写真撮影・分析委託料六六万二千円が計上されているが、その予算との整合性と、県が県内をまとめて実施するのであればもっと安くなるのではないか。

**答** 市が単独でした場合に、約一、〇〇〇万円かかる。今回の県の予算は八、四八三万円で、その内の二、〇〇〇万円を県が負担し、残りを各市町で面積按分する。東かがわ市の按分率は、八・二%となっている。整合性の点では、写真撮影の委託料は財産管理事業として総務課で行い、そのデータを基に税務課で固定資産評価システムの改良を行うものである。

●総務費の交通指導員の報酬一九六万八千円について

**問** 現在、各地域でこども

たちの安全のために、ボランティアの方々や安全パトロールをしている。それを考えるとこの四名の報酬は妥当な額なのか。引き下げのことを考えてはどうか。

**答** 通常の朝の立哨だけでなく、交通安全対策協議会の中で啓発事業の人形劇にも参加するなどの活動もしており、妥当な額だと考えている。

●白鳥コミュニティセンター（仮称）建設事業一億五〇〇万円について

**問** 最終的に決定してないようだが、この予算で可能なのか。

**答** これまで地元と三回の協議を行っていきながら、協議中である。今後、増額補正をお願いすることもある。

**問** 合併の目的はコストの削減である。各施設の統廃合は避けて通れない問題である。こどもたちは学校再編という中で我慢をしている。私たち大人

も施設の集約化は受け止めなければいけないと思うがどうか。

**答** そうした方向性をもつていきたいと考える。

●全日本男子バレーボール紅白戦開催補助金三三七万四千円について

**問** 平成十九年度に実施した際三〇〇万円あまりの助成金であったが、もっと観覧料を高く設定して、市の負担を軽減すべきではないか、今回は観覧料をどう設定しているのか。

**答** コートの周りをS席とし、四千円で二五〇席。その後ろをA席とし、二千五百円で九〇〇席、既設の観覧席をB席とし、千五百円で設定する予定である。

**問** 東かがわ市民の方に優先的に見ていただけのようなチケット販売の方法は考慮されているのか。

**答** 市内対象用にはまず販売し、その後市外の方への販売との二段階での販売日を設定している。

## 平成二十二年一般会計予算について

ータはこのUSBに保存する。このシステムを導入して個人情報の管理を行いたいと考えている。委託料については、現在各十一の学校に設置しているサーバー機器と白鳥本庁舎のセンターサーバー機器の更新にかかる費用、また、校内無線LANの整備費用と、八九六台のパソコンをサーバーに繋ぐセットアップ費用、セキュリティ対策費用である。

**問** これに限らず、コンピュータ関連の金額が高すぎる。先進自治体を参考にしてもっと精査すべき。今後、指名競争入札をする中で、もっと安くすると考えているが、再度精査したいと考えている。

## 平成二十二年一般会計予算について

# 民生常任委員会報告

三月定例会において、当委員会に付託された議案について審査した結果は次のとおりであります。

平成二十一年度特別会計補正予算の五件、平成二十二年特別会計予算の五件については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

平成二十一年度一般会計補正予算と平成二十二年一般会計予算の二件については、修正案が提出され審査の結果、修正可決すべきものと決定しました。

審査過程での主な質疑の要点は以下のとおりです。

## 平成二十一年度一般会計補正予算（第十号）について

**問** 環境衛生費の地域振興事業助成金は、白鳥斎苑が建設されたとき、地元には当時の対策費を使い建設され、将来は三炉にすることになっていた。

旧引田町の斎苑が廃止されて、白鳥斎苑を利用する頻度が増えたことにより、風評被害とか生活に悪影響が出たので、支払うこととなったのか。

**答** 白鳥斎苑を整備するとき、二炉の整備となり最後の一炉をするとき、再度、地元と協議することで決着していた。引田の火葬場が廃止になることに伴い、三炉目の増設が、平成十六年におこり、地元の要望の中の一つに農業集落排水事業負担金を免除して欲しいとの要望もあり、検討するとしていた。

しかし、この負担金免除は個人給付となり、地元の活性化になる、自治会集会所の改修をするための助成である。風評被害とか生活に悪影響が出ているかとのこ

とについては、考え方の相違もあると考える。

**問** 地域振興事業助成金は、自治会集会所を改修するための助成である市集会所整備事業費補助金交付要綱に抵触しないのか。

**答** ご指摘のように、集会所整備事業費補助金交付要綱に抵触する部分があり、今、交付要綱案を整備中である。

## 「修正案」

環境衛生費の地域振興事業助成金二百五十二万円を削減する修正案が提案された。

提出者は、審査の中で各委員から多くの質疑があったが、その答弁には納得しがたいものがあつた。

この迷惑料とも言われる地域振興事業助成に疑問があり、特定の地区の住民だけでなく幅広い振興事業で、委員会にも報告があれば問題もなかったと思う。今後、東かがわ市には大内斎苑の改修、公共下水処理場の建設等の予定も目前に迫って

おり、行財政がますます苦しくなる今日、大勢の市民の方のご理解、ご協力を得るために、修正案を提出するとの趣旨説明があつた。

採決の結果、修正案は賛成多数で可決することに決定し、修正議決部分を除く原案は賛成多数で可決することに決定しました。

## 平成二十一年度一般会計予算について

**問** 塵芥処理費の白鳥地区では、何軒なければごみ収集車は回らないという規定等あるのか。

**答** 要綱の設置条件の中では、おおむね二十世帯以上でステーション相互の間隔は、おおむね百メートル以上ということと、利用者と自治会、また土地の所有者、管理者の承諾、収集作業上危険な場所でないこと、収集場所が道路に面するところで、ごみ収集車が容易に回転または通り抜けできることなどを基準としている。

## 「修正案」

環境衛生費の地域振興事業助成金六百三十万円を削減する修正案が提案された。

本案については、提出者から、一般会計補正予算において修正案が出されたと同様、委員会での質疑の答弁に納得できない。

一つに、地元との交渉結果も知らされないままに計上された予算であり、議会軽視といえる。

二つに、提案された地域振興助成金は、このための制度であり、時限立法として議会対応が必要である。

三つに、個人補償はできないとしながらも、同様の扱いと解釈されかねない。

四つに、農業集落排水事業の排水施設の引き込みの枠の残ともいえる予算計上であり、これらの手法については納得できないとの趣旨説明がありました。

採決の結果、修正案は賛成多数で可決することに決定し、修正議決部分を除く原案は賛成多数で可決することに決定しました。

## 建設経済常任委員会報告

三月定例会において、当委員会に付託された十議案について審査を慎重に行い、すべての議案を原案のとおり可決すべきものと決定しました。

審査過程での主な質疑の要点は以下のとおりです。

**問** 今度の路線については、学校周辺の道路整備というところで、他にも整備されていない市道等があり、安全対策として照明であったり、ガードレール等まだまだ多数ある。道路整備事業としてはすべて終了ではない。

**答** 平成二十一年度一般会計予算について、大川東高校跡地周辺の道路整備、歩道橋関係の駐車場整備ということであったが、これらが済めば平成二十三年四月開校に向けての道路整備はすべて終わるのか。

**問** 使用許可を受けずに係留してきた小型船舶に対する今後の対策はどのように考えているのか。

**答** 先般、県内でも強制退去という例があった。県としても厳しい処置で対応すると聞いている。

**平成二十一年度一般会計補正予算(第十号)について**  
**問** 安戸池フィッシング部分の栈橋は、すべてやりかえるのか。

**答** 毎年予算の範囲内でやりかえている。

**問** ニューツーリズム協会の事務局長は、昨年と同じ形態で一年間進めようとするのか。

**答** 事務局長の人件費については、同じ形態であり、一年間でニューツーリズム

**問** 白鳥温泉の雨漏りの修繕については。

**答** 本体が崩れると建物の存続が危ぶまれるので防水シート工法にて、応急措置で対応する。

**問** 商品券の運用というところで、今までは、売り上げの大部分は市が利用するのが多数であったが、現在はどういう状況なのか。

**答** 市が十八%、一般は八十二%で一般売り上げの方が上回っている。

**平成二十一年度商品券事業特別会計補正予算(第二号)について**

**問** 加入率が、低い施設、又、高い施設はどこか。

**答** 一番加入率が低いのは水主下の処理施設で、一番高いのは川東上処理場である。水主は、四二・八%、川東上は、九八・八%を超えている。

**問** 加入率の伸び悩む施設に対して、何らかの手立ては打っているのか。

**答** 加入促進の啓発は、出前講座を利用して、それぞれの自治会でお願いしているが、個別に低いところへ行つての啓発は今のところできていない。今後自治会長を通して加入促進に協力いただくような形は必要かと思われる。

**問** 市道の維持修繕等につ

いて、大川東高校跡地周辺の道路整備、歩道橋関係の駐車場整備ということであったが、これらが済めば平成二十三年四月開校に向けての道路整備はすべて終わるのか。

**問** 加入促進の啓発は、出前講座を利用して、それぞれの自治会でお願いしているが、個別に低いところへ行つての啓発は今のところできていない。今後自治会長を通して加入促進に協力いただくような形は必要かと思われる。

**問** 加入率の伸び悩む施設に対して、何らかの手立ては打っているのか。

**答** 加入促進の啓発は、出前講座を利用して、それぞれの自治会でお願いしているが、個別に低いところへ行つての啓発は今のところできていない。今後自治会長を通して加入促進に協力いただくような形は必要かと思われる。



安戸池フィッシング部分の栈橋

白鳥公民館、消防屯所  
移転について



田中 孝博

**問**

白鳥公民館は市民の集う中核施設である。その公民館廃止、縮小が、市民に対し、何の説明も無く、市の一方的、圧力的手法により、行われている。この様な市民不在の行政手法を明らかにし、市長の再考を求めたい。国土交通省より、平成二十一年三月にバイパス工事による移転スケジュールの説明を受けているが、市民に対する説明会は、いつ開催したのか。

**答**

平成二十二年一月から計三回開催した。平成二十一年十二月議会において、「住民の意見は聞いたのか」の質問に対し、「地元には、大まかな所で了解を得ている」と答弁しているが、

市民への説明会は、開かれていないと思う。地元住民の意見、要望に耳を傾けての行政であるべきと考えるが。

**答**

説明会を正式にしたのは、今年の一月二十五日が初めてである。

地元の声は当然聞かせていただくが、市全体を考えた場合にはすべてが取り入れられるものではない。

**問**

第三回説明会において、市民のみなさんは、白鳥公民館としての存続、規模については、平成二十二年実績一万六千六百人の利用者数に応じた適正な規模での建設、また、災害時の避難所としての機能を持つ施設を強く要望されている。以上の様な事から白鳥公民館廃止及び縮小案は、いったん白紙とし、市民の声を十分反映した上で、再度協議し事業を進めるべきと考えるが。

**答**

今後の移転計画については現在の計画を進める予定である。名称はコミュニティセンターを選択する。

市政運営について



井上 弘志

**問**

何の根拠、理由もない予算が三月補正予算・二十二年予算に地域振興事業として計上された。これは、白鳥斎苑を増設する際、役所と白鳥斎苑運営協議会の間で覚書が交され、その中の一つに農業集落排水加入負担金を無料とするように要望がされていた。しかし、個別給付になるから公平性に欠ける為、策を労し実態のない事業に付替えた訳である。この手法は、地方自治法・財政法、市予算事務規則、集会所整備事業補助金交付金要綱に違反する。このような手法で良いのか。

**答**

民生常任委員会で修正案が出され、可決となった。起因となった覚書、またしても隠蔽されていた。もう他に覚書、約束手形等ないのか。

**答**

ありません。問題のある工事変更契約がある。市民交流プラザで

は最初に備品購入で別に入札を決めていた部分を建設工事への変更として契約した。他にも低入札価格調査が行われた件もある。最初の入札で金額を低く入札して受注し、後で金額を上乗せする。この手法は入札参加業者に対し大変失礼な話である。

このような事が度重なれば、東かがわ市の入札はこんなものかと判断されてしまう。これでは、良い工事、良い建築物が出来ない。これからは、誰もが認める工事変更契約をするのか。

**答**

誤解を受けないようにする。

市民との情報共有という点で不十分なことがある。白鳥公民館の移転問題である。役所と地元自治会、関係者間で納得した話し合いが出来ていない。議会での話と地元及び関係者等の話が全く違う。原因は、説明不足、相談不足、話合不足である。

**答**

とにかく役所側は市民交流プラザへの集約が大前提で、さらに十号バイパスに係る移転補償金を残す事が主目的となっている。今後、市民との情報共有について徹底するのか。

**答**

情報共有できるように努力する。

入札制度について



石橋 英雄

**問** 昨今の経済状況は依然として厳しいものがあるが、市の取り組みとして、地元業者育成、また市内経済活性化のためにも市内業者で実施可能なものは出来る限り市内業者に発注すべきではないのか。

**答** 国の緊急経済対策事業交付金等を活用して、各種公共事業を進め、緊急雇用対策事業にも取り組んでいる。また、入札方式において、工事や、物品購入等で希望型指名競争入札方式によって希望が有る市内業者が広く参加できるように配慮している。

**問**

入札への参加機会に配慮しても、地元業者と大

手業者とを競争させては、地元業者に受注機会は少なくならざるを得ず、地元業者同士での指名競争入札としてはどうか。

**答** 入札審議委員会で、大型工事等の分割発注等々、発注のあり方を議論されているが、まだ具体的な結論には至っていない。

**問** 総合評価方式の評価点配分等の見直しについて検討するとされていたが、どうなっているのか。

**答** 一般公募のあり方、また総合評価方式についても入札審議委員会での議論は進めているが、現段階で軽々に改める事は不都合であるとの答申である。



翼山温泉の無償譲渡について



木村 ゆみ

**問** 市長の施政方針の中で、「東かがわ市社会福祉協議会から翼山温泉を市へ無償譲渡したいとの要望書が提出されている」と報告があったが、無償譲渡の理由は何か。今の時代に公営での温泉経営は、ベッセルおおちや白鳥温泉の事例からみても非常に厳しいと考えるが、これを引き受けるのか。

**答** 高齢者や市民の憩いの場であり存続も必要と思う。しかし、これまでの翼山温泉の赤字運営を明らかにし、市民の皆さんにそれをご理解いただいた上で議論すべきではないか。

**答**

翼山温泉は、平成二年に旧引田町社会福祉協議

会が旧引田町の意向を受け建設したものである。旧引田町及び日本自転車振興会（現 財団法人JKA）からの補助金並びに社会福祉・医療事業団（現 独立行政法人福祉医療機構）からの借入金によって建設された。現在、経営改善の努力はしているが、市の補助金等による財政依存が実態である。平成二十二年度に建設資金借入金の償還が完了すること、建設資金等の補助金が旧引田町及び本市から支出されていることなどから、市へ移譲したい旨の要望が提出されたものである。

本市としても、高齢者をはじめ市民の憩いの場に供し、健康増進や介護予防等に多大に寄与している施設であり、存続させることとは大きな選択肢の一つであると考えます。運営の現状を明らかにし、議員各位の意見を戴きながら、今後の翼山温泉のあり方について検討したいと考えている。

在宅医療廃棄物で関係者との協働を推進し適正処理ルールの策定を



楠田 敬

問

高齢化の進展に伴い在宅での要介護者が増え、それと同時に在宅医療患者も増加することは避けられない。そうしたなかで、家庭から排出される在宅医療廃棄物の問題が出てくる。環境省は「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」をまとめており、市町村は、医師会、薬剤師会等の関係団体と在宅医療廃棄物の処理に関する安全性や処理体制について日常的に意見交換を行い、関係者の役割分担について合意形成を図ることが重要であるとしている。在宅医療廃棄物は今後、どの自治体でも大きな課題の一つに成っていくと思われる。本市においても患者の立

場に立った上で、適正処理ルールの策定を行うべきと思うが、所信を伺いたい。

答

現在「ごみの出し方」リーフレットには家庭から出る医療廃棄物の処理方法が記載していない。市民から問合せがあるときは、安全に処理できるものについては可燃ごみ袋に入れて出してもらい、注射針など取扱いに注意しなければならぬ医療廃棄物は、処方した医療機関に指導を仰ぐようお願いしている。今後、在宅医療の普及により家庭から出される在宅医療廃棄物の種類も多くなることが予想され、市民生活の安全を確保するためにも関係機関と情報の交換を行いながら市民から出るごみを適切に処理しなければならぬと考えている。今後は、医師会・薬剤師会等関係団体と連携を図り、病院から患者への在宅廃棄物の出し方の指導をさせていただくとともに、市民の皆様へは、市の広報やホームページ等で啓発していきたい。

学校再編と学校運営について



好村 昌明

問

引田の学校再編は、いま関心が高く、今後の学校再編地区の基本にもなる。

①学校の跡地、校舎を含め、利用は地域だけでなく広く募集し、まちの活性化につなげてはどうか。協議・検討する時期は。

②通学路の危険箇所整備については、一部予算化されているが、狭い道路や歩道のない所などの整備はどうするのか。

③通学路危険箇所整備は、新しい学校周辺の市道・県道の改良や引田庁舎前の交差点改良、歩道橋整備など二十二年度末を目途に実施する予定

である。

その他の危険箇所については、測量設計に着手する。

③相生地区自治会連合会より出されている「全員バス通学」の要望はどうなっているのか。

④コミュニティ・スクールは、「保護者や地域の皆さんが合議制の機関で、学校運営協議会を通じて、一定の権限を持ち学校運営に携わり、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりを実現する目的」のもので、この制度の導入についての考えは。

①学校再編は、いま関心が高く、今後の学校再編地区の基本にもなる。用は地域だけでなく広く募集し、まちの活性化につなげてはどうか。協議・検討する時期は。

②通学路危険箇所整備は、新しい学校周辺の市道・県道の改良や引田庁舎前の交差点改良、歩道橋整備など二十二年度末を目途に実施する予定

③相生地区自治会連合会より出されている「全員バス通学」の要望はどうなっているのか。

④コミュニティ・スクールは、「保護者や地域の皆さんが合議制の機関で、学校運営協議会を通じて、一定の権限を持ち学校運営に携わり、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりを実現する目的」のもので、この制度の導入についての考えは。

コミュニティ・スクールは、先進校の取り組みなどを調査研究したい。

## 子供の体力向上を目指した 小中学校の取り組みについて



飛谷 美江

### 問

平成二十一年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果が公表され、その結果から分ったのは、昭和六十年度和比較可能な種目についてみると、男女とも五〇%以上の児童が昭和六十年度の平均値を下回った。

子どもの体力の低下傾向は深刻である。体力は、人間のあらゆる活動の源であり、健康な生活を営む上でも、また意欲や気力といった精神面の充実にも深く関わる問題である。

本市では、小中学校の子どもへの体力向上のためにどのような取り組みをしているのか教育長に伺う。

### 答

児童数の減少により教員数が減り、体育を専門とする教員も以前より少なくなっているが、子どもに十分な体力や運動習慣をつけるため、各学校で工夫を凝らした体力向上に取り組んでいる。体育の授業以外にも、朝の活動の時間や業間を利用し全校児童が体力作りのためのなわとびやラジオ体操、マラソンなどを行っている。

成果として、県教育委員会主催の「讃岐っ子パワーみんなでチャレンジ」で大なわとび低学年の部で丹生小学校二年生が二百四十五回の新記録で県一位となった。また中学校では、広く地域から外部指導者を招き、より専門的な指導を通して体力向上に努め大きな成果を挙げている。

教育委員会では小中学校において、子どもたちが体を動かす楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって運動に親しむ習慣を身につけ、子どもたちの体力が向上するよう、学校の取り組みを支援する。

## 住宅リフォーム助成で地域振興



鈴江代志子

### 問

住宅リフォーム助成制度は住民が住宅リフォームを行った場合、その経費の一部を自治体が助成する制度であり、住宅の改善を容易にするとともに、中小業者の仕事おこしにつながりその経済効果は助成額の数十倍にも上っている。近年各地でひろがりを見せている制度である。

島根県では、二十一年市町村のうち八市町が実施、二〇〇九年からは県や浜田市で県産木材を生かした木造住宅支援事業が始まった。新築で最大三〇万円、増改築一五万円、地場産木材を使えば加算され、市町村の制度と併用される。松江、奈義市等々始まった。住民や業者も喜び、経済効果も抜群、地域振興策としても有効な助成制度である。本市在住の県森林組合代表者も

県産材で家を建ててほしい、決して木材は高くないと言っている。

東かがわ市でも市の木材を生かした支援事業等とり入れ、住宅リフォーム助成制度を創設してはどうか。又、県内産についてや、木材以外のリフォーム助成はどうか。

### 答

地産地消の取り組みとして、地元産の木材を生かした支援制度は、島根県などで実施されているようである。本市では、市が所有する山林の木材を学校建設などに利用する計画があるが、一般的に使用するとなると、価格や供給できる量の確保が不確定である。住宅リフォームに対する地場木材の活用についての提案であるが、県や関係機関、先進地などの取り組み状況などを参考にし、県内産のリフォームに何らかの助成ができないかと感じてもおり、まず県も含めて地場木材についての制度を、経済的効果も含めて検討していきたい。全体については梡の把握が必要であるので木材から検討してみたい。

農家の法面雑草対策  
条例について



田中 貞男

**問** 高齢化が進む農家の草刈軽減のために、法面に芝を定植することにより水路・農道の維持管理が軽減される。芝の定植費用も個人が出す事は難しいと思ひ、道路分担金事業制度のような条例を制定してはどうか。また、関係機関にも協力を求める必要もあるのではないか。

**答** 草刈軽減のために芝を植える事は、維持管理の負担が軽減されるという事から、市内においても、実験的に数箇所センチピードグラスの種子を吹き付け、苗の定植を行っている。効果は、「非常に良い」「あまり効果が出ない」と様々である。



センチピードグラスの芝

る。現行の制度としては、農地・水・農村環境保全向上活動支援事業中山間地域等直接支払事業、市単独補助土地改良事業、市道路等の公共施設修繕に係る原材料支給補助事業などが法面に芝を植える事が出来る。条例化については、住民への負担を課す事になり、制度の性質上なじまないと思う。現行の制度を有効に利用し、維持管理の軽減を図って頂きたい。県や関係機関と連携して働きかけに努める。

県道の整備と三本松駅  
周辺整備事業について



大森 忠明

**問** 県道田面・入野山線は、現在、大内ダム付近が改修されているが、この県道は何時ごろ改修が完了するのか。また、白鳥・大内インター線の川東から福栄西山橋までの延伸と三本松駅周辺整備事業については、県に對しどう要望し、整備されるか。

また、三本松駅周辺整備事業については、高松自動車道四車線化事業や国道十一号バイパス事業を進めようとしている今、情報通信基盤整備事業や白鳥・大内インター線の延伸を併せたインフラ整備（社会資本の充実）のため、今まで、点や線であったまちづくり事業を面的整備事業とするため、新しく都市計画

決定を行い、長期的なまちづくりが、必要と考えるが。

**答** 県道田面・入野山線については、工事の進捗率は七〇%であり、今後、引き続き改良工事を実施して早期の完成を目ざしている。

同じく、白鳥・大内インター線の延伸整備については、市にとり重要な事業であり、県に對して強く要望を行っていく。

また、三本松駅周辺整備事業は、県の道路改良工事の進捗により、駅前ロータリーの工事を実施する。

ご指摘のインフラ整備（社会資本の充実）のため、新しいまちづくりを目ざした都市計画決定を行うべき検討をする。



三本松駅周辺

だれでも安心して医療が受けられるよう高い国保税の引き下げ、全員に保険証発行を



東本 政行

## 問

国民の三六％、四、六〇〇万人余りが加入する国保は、今、重大な危機に直面している。東かがわ市は、負担能力を超える高すぎる国保税によって、五、七五五の加入世帯中、八八九世帯、一五・五％が滞納をよぎなくされている。滞納世帯には、国保証取り上げの制裁措置が行われ、国保証がないため、重症でも医療にかかれず手遅れで命を落とす悲惨な事件が全国であとを絶たない。これは、国保制度の目的に反し、社会保障の理念とかけ離れた現状であり、急いで改めなければならぬ。特に納めたくても納められない世帯に対して、減免条件を拡充させることが重要である。市の判断で可能な「特別

の事情」を積極的に適応されるべきではないか。

高すぎる国保税を引き下げるためには、国庫負担率を一九八四年度の五〇％に戻させることである。そのため政府に声を強く上げるべきである。その上に市独自の努力が必要である。一つは、今ある基金、五億四千万円の一部を取り崩せば引き下げは可能である。一世帯一百万円の引き下げは、五、八〇〇万円充当すればできる。市長にその判断を求めるがどうか。

## 答

国保は、憲法に定められている。社会保障は大変厳しい状況にあり、近い将来、基金に頼らざるを得ない時期がくると考えられる。一時的に税率を下げることは、混乱を与え、税制に対する信頼を損ねるものと思われる。資格証明書、短期証は、国保税の滞納者に限り発行しているものであり、被保険者間の公平性を保つための手段である。資格証明書の方でも、納付計画書提出で短期証を発行できる制度がある。

肺炎で亡くなる人を助けよう



安西 忠重

## 問

現在肺炎は、全国での死亡原因の第四位で、特に高齢者の肺炎の約半数は肺炎球菌によるものと言われている。

肺炎球菌による肺炎にならない為にも肺炎球菌予防接種が有効である。しかし、任意接種のため公費助成がなく自己負担が七五〇〇円程かかる。

高齢者にとって肺炎は命取りになりかねないなかで、一人でも多くの予防接種をして健康寿命を延ばし、医療費の抑制にもつながらる公費助成を行うべきである。

香川県では、すでに三豊市、観音寺市、善通寺市、丸亀市で三〇〇〇円の公費助成を実施している。

又、東かがわ市、平成二十年

度死亡者四七五名の内、ガン疾患一三八名、心疾患一〇一名、脳血管疾患四二名、肺炎四二名となっておりウイルス感染の肺炎には、肺炎球菌ワクチン接種が効果があり、ここ二、三年で全国自治体で急激に公費助成が行われている、我が市も決断の時と思うが市長の考えは。

## 答

肺炎球菌ワクチンの接種は細菌性の肺炎感染の予防効果も高く、肺炎になっても軽症ですみ、その有効性が認められてきている。

予防接種については、医師会や関係機関と協議が必要であり、現在は、同じエリアである「さぬき市」と協議を進めている。公費助成は、関係機関と協議するとともに、国、県に対して予防ワクチンの定期接種化を要望していく。



若者定住対策について



清船 豊志

**問** 県人口移動調査では、県下八市九町の中で人口が一番減少したのは、東かがわ市の六〇二人である。そのうち自然減が三〇〇人、社会減が三〇二人、六十歳以上の転入者が一〇〇名近くある。本市の出生数は一六〇人であり、若者の減少は実質四〇〇人、市の若者定住対策は。

**答** 若者に対する賃貸住宅、企業誘致による雇用の創出に力を注いできたが成果に結びつかなかったのが現状である。次年度は、情報通信基盤整備事業に取り組み、ネット時代に生きる若者のニーズに即応した住環境を整備する。またふるさと雇用創出基金事業として林業従事者の育成や引田、三殿の分譲地を生かした若者定住施策に取り組み。さらに「移住・就職・婚活事業」のノウハウを県と共有し実効ある施策に結びつける。農林水産業や地場産業こそが、地域活性化、若者定住の基本と考え、若者の意見を聞きながら、産業振興施策にも力を注いでいく。

**問** 若者定住には働く場が必要である。明許繰越での整備事業をはじめ、農水・土木・地域振興事業等は、市内業者だけで入札をしたらどうか。又、光ファイバーの家庭への引き込みも元請けにお願いし、地元で出来るようにできないか。

**答** そうしたいのは山々だが難しい。

**問** 実効ある施策の具体的な説明は。

**答** 地元企業の紹介や婚活事業については、助成を考えている。

平成二十二年 第一回臨時会 (二月二十二日開会)

議案第一号 財産の取得について (小学校デジタルテレビ購入)

種類 デジタルテレビ一四〇台  
 契約者 東かがわ市西村、(有)中川電機  
 金額 二、七九七万九五〇円

議案第二号 財産の取得について (小・中学校パソコン購入)

種類 教育用パソコン七〇四台、校務用パソコン一九二台  
 契約者 高松市、四国通建(株)高松支店  
 金額 七、〇二四万五千円

慎重なる審議の上、賛成多数で可決。

農業委員会委員について

市内の農業問題に対応するため三名の農業委員が議会で推薦されました。

- 飛谷美江
- 東本政行
- 井上弘志





# 議 員 の

会議名	平成 22 年																													
	第1回臨時会		第 2 回 定 例 会																											
	1月22日採決		3月8日採決		3 月 23 日 採 決																									
議案名	議案第1号	議案第2号	議案第29号	発議第1号	議案第1号	議案第2号	議案第3号	議案第4号	議案第5号	議案第6号	議案第7号	議案第8号	議案第9号	議案第10号	議案第11号	議案第12号	議案第13号													
議員名	財産の取得について（小学校デジタルテレビ購入）		香川県市町総合事務組合規約の一部変更について		宇野く高松航路の存続等に向けた施策を求める意見書について		東かがわ市公共投資臨時交付金基金条例の制定について		東かがわ市教育支援センター条例の制定について		東かがわ市交流プラザ条例の制定について		東かがわ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について		東かがわ市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について		東かがわ市クリーンセンター設置条例の一部を改正する条例について		東かがわ市都市公園条例の一部を改正する条例について		平成21年度東かがわ市一般会計補正予算（第10号）について		平成21年度東かがわ市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について		平成21年度東かがわ市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について		平成21年度東かがわ市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について		平成21年度東かがわ市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）について	
大藪 雅史	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○												
東本 政行	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												
安倍 正典	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												
安西 忠重	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												
橋本 守	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												
大森 忠明	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												
飛谷 美江	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												
井上 弘志	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												
鈴江代志子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												
木村 ゆみ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												
清船 豊志	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												
池田 正美	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												
田中 貞男	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												
元網 正具	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												
楠田 敬	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												
田中 孝博	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												
石橋 英雄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												
好村 昌明	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												

※ ○は賛成 ●は反対 ーは採決に加わらなかった者です。

※ 議長は、可否同数の場合のみ表決権があります。

議  
会  
日  
誌

1月

29日 県市議会議員研修

2月

2日 議会運営委員会

8日 総務文教常任委員会

3月

1日 全員協議会

2日 議会運営委員会

8日 本会議

9日 総務文教常任委員会

10日 民生常任委員会

11日 建設経済常任委員会

18日 本会議（一般質問）

19日 本会議（一般質問）

議会運営委員会

23日 本会議

29日 議会広報編集特別委員会

30日 議会運営委員会

4月

5日 議会広報編集特別委員会

7日 議会広報編集特別委員会

9日 議会広報編集特別委員会

東かがわ市議会基本条例の  
素案作りはじまる。

平成十二年の「地方分権一

括法」や平成十九年の「地方分権改革推進法」により、地方ができることは地方が担い、責任を持つなど地方公共団体の自己決定、自己責任の範囲がより一層拡大されました。

こうしたことに伴い、議会は、二元代表制の一方である議決機関としてこれまで以上に、監視、調査機能の充実を含めた責任ある議会活動が求められています。これに対応して、議会改革を積極的に進める議会がでてきており、その議会改革を継続し発展させることなどを目的として、議会に関する基本的な事柄を定める「議会基本条例」を制定する自治体が出現しました。その第一号が北海道の栗山町議会基本条例ですが、それに続いて現在では約九〇の自治体で議会基本条例が制定されてい

ます。

当市議会におきましても、昨年七月に三重県伊賀市と愛知県北名古屋市で行政視察を行うなど、議会改革の機運が徐々に高まっており、一月十五日の全員協議会においては、議会改革を進めると共に議会基本条例を制定する方向で意見が一致しました。二月二日より議会運営委員会においてその素案作り着手しておりますが、三月三十日には四回目の会議を開催し、前文と第一章（目的）、そして第二章（議会及び議員の活動原則）について、調査検討しました。今後約一年間をかけて調査検討し、素案を作成しますが、自治や政治のあり方を、見やすく分かりやすいものとすると共に市民参加がしやすいことをめざしてまいります。

## 編集後記

議会は三月から住民主権を基本とした議会基本条例策定に着手する運びとなりました。この議会だよりでその過程を市民の皆様にお知らせしていきます。

二月十五日に南あわじ市議会広報公聴特別委員会が本市の広報特別委員会を視察研修に來られました。本市の議会だよりの編集にあたっての役割分担や企画、レイアウトの工夫についてや、各議案の議員別の賛否表決を公開していることについて公開に至った経緯、反響など話し合い、意見交換をいたしました。南あわじ市でも地方分権時代にふさわしい議会改革を行っており、よい研修となりました。



研修風景

市民の皆さん

議会を傍聴してみませんか。